

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施 (二件) ……………
- ……… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定 ……………
- ……… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 建築基準法による一団地の区域 (二件) ……………
- ……… (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課・建築指導第二課) ……
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (二件) ……
- ……… (住宅政策本部住宅企画部民間住宅課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) ……………
- ……… (環境局環境改善部化学物質対策課) ……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除 ……………
- ……… (同) ……
- 港湾施設の供用中止期間の変更 ……………
- ……… (港湾局港湾経営部経営課) ……
- 開発行為に関する工事完了 ……………
- ……… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……

### 告示

#### ●東京都告示第二百四十二号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年七月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 港区
- 二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和元年九月四日から同年十月二十一日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

#### ●東京都告示第二百四十三号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を

次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年七月二十六日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 品川区、大田区、荒川区及び足立区
- 二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの (分銅及びおもりを含む。)
- 三 検査期日 令和元年九月二日から令和二年二月二十八日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

#### ●東京都告示第二百四十四号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類  
指定年月日  
指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和元年七月八日 小平市花小金 延長  
第一項第五号 月八日 井八丁目四百二十三番二十四の二 幅員  
道路 四〇・〇

●東京都告示第二百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

多摩市大字和田字十三号千二百五番の二、千二百七番三、同番八、千二百八番一の一部、同番三、同番七、同番十六、同番二十四、同番二十五、同番三十一の一部、同番三十二、千二百四十八番の一部、千二百四十九番一、同番五、同番六、同番八、千二百四十八番一の一部、千二百四十九番二、千二百五十番、千二百四十九番二、千二百五十番二の一部及び字十六号千三百五十七番二並びに八王子市大塚三百五十三番一の一部、三百五十五番一の一部、三百五十九番一の一部、同番二、同番五の一部、三百七十一番一、同番一地先、四百三十二番一及び四百四十二番

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第二百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東村山市青葉町三丁目六番十四、三十九番二十九及び青葉町四丁目一番一  
二 認定計画書の縦覧場所  
東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第二百四十七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
令和元年七月二十六日

東京都知事 小池百合子  
一 支援法人の名称 株式会社KURASHI  
二 支援法人の住所 中央区日本橋室町一丁目十番十号  
三 支援業務を行う事務所 中央区日本橋室町一丁目十番十号  
四 指定年月日 令和元年六月六日

●東京都告示第二百四十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
令和元年七月二十六日

東京都知事 小池百合子  
一 支援法人の名称 特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン  
二 支援法人の住所 新宿区新宿一丁目十八番十号橋場コーポ三〇五号  
三 支援業務を行う事務所 新宿区新宿一丁目十八番十号橋場コーポ三〇五号  
四 指定年月日 令和元年六月十八日

●東京都告示第二百四十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

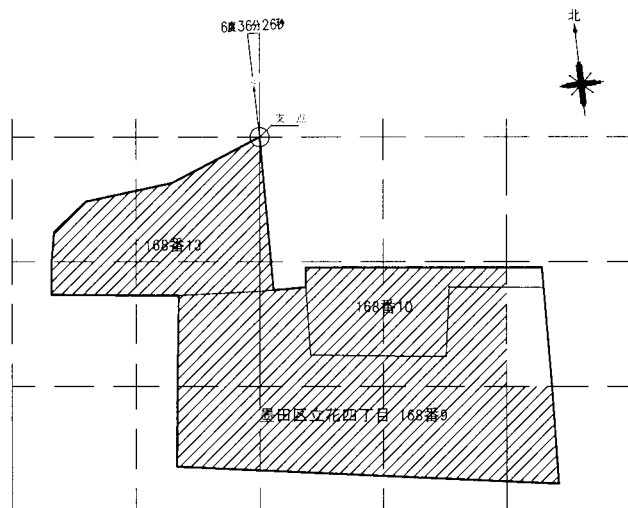
令和元年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区立花四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】  
 - - - : 単位区画  
 ——— : 筆境界  
 ▨ : 調査対象地  
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【支 点】  
 支点は、墨田区立花四丁目168番13の最北端とする。

【格子の回転角度(6度36分26秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十号

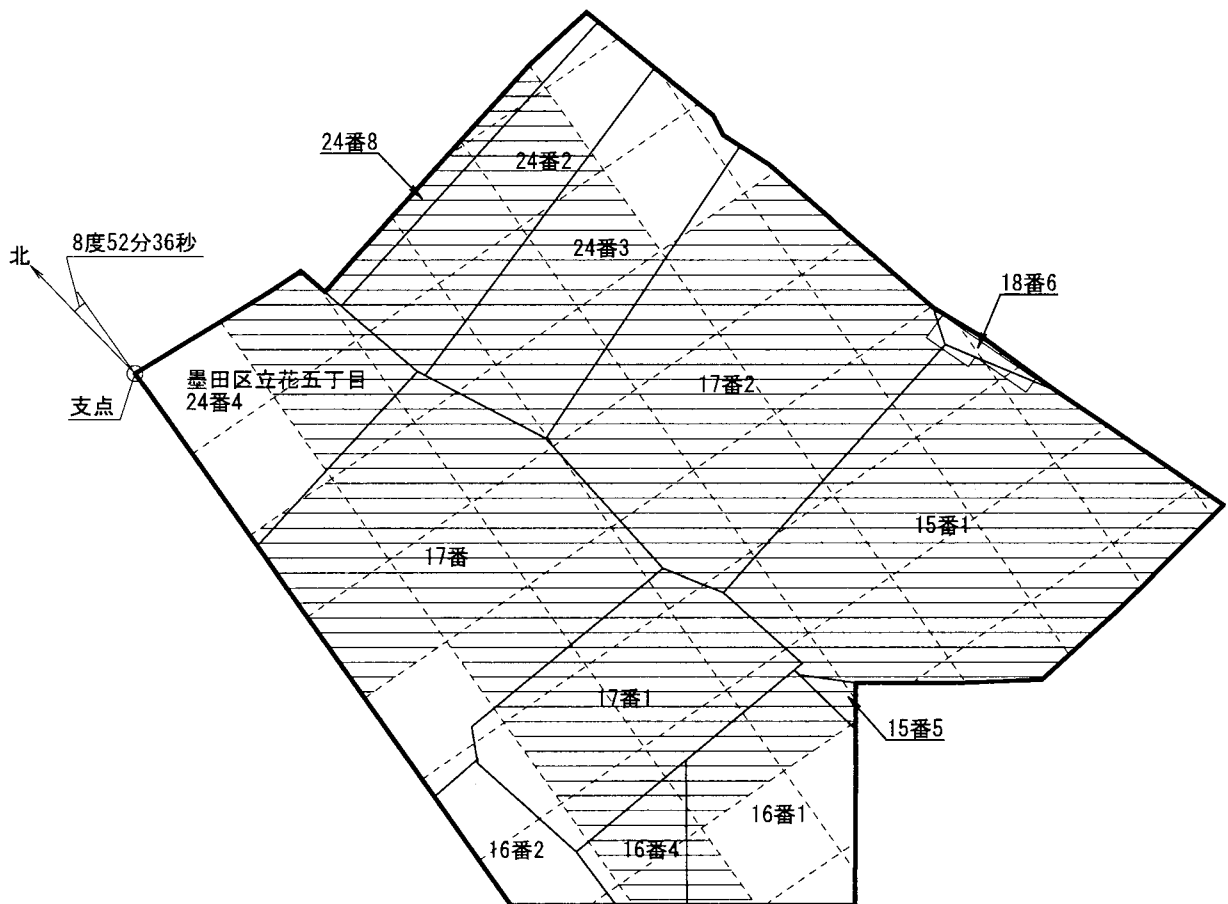
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区立花五丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、墨田区立花五丁目  
24番4の最北端とする。

【格子の回転角度(8度52分36秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東  
西方向及び南北方向に引いた線並びに  
これらと平行して10m間隔で引いた線  
より構成されている格子を、支点を  
中心として右回りに回転させた角度を  
示す。

●東京都告示第百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百九十七号により指定した区域の全部及び平成二十七年東京都告示第千三百七十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

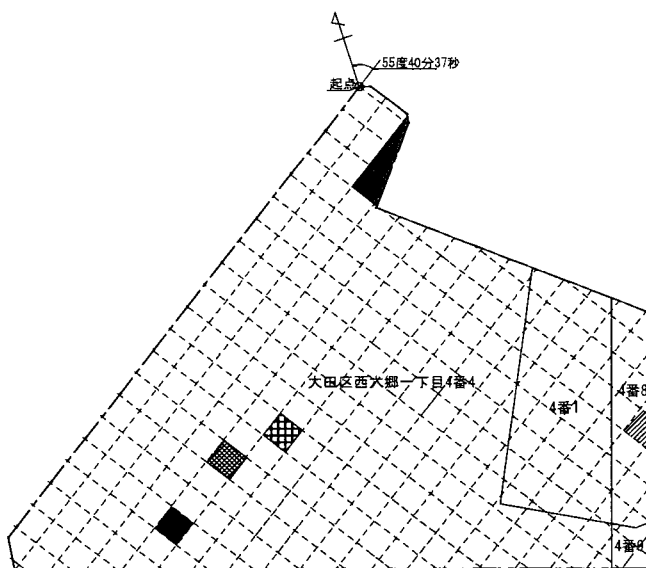
一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区西六郷一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単地区画
- 筆境界
- - - 敷地境界

- 指定を解除する区域  
(平成26年東京都告示第1397号により指定した区域)
- 指定を解除する区域  
(平成27年東京都告示第1307号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域  
(平成27年東京都告示第1307号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域  
(平成28年東京都告示第1090号により指定した区域)

【起点】  
起点は、大田区志茂田中学校敷地境界の最北端とする。

【格子の回転角度（55度40分37秒）】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百五十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の供用中止期間を次のとおり変更する。

令和元年七月二十六日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	変更前	変更後
岸壁	十五号	七二〇・	江東区若	平成二十	平成二十
	地木材	〇メートル	洲一丁目	九年六月	九年六月
	ふ頭岸	ルのうち	五番	四日から	四日から
		二〇二・		平成三十	令和元年
		〇メートル		一年九月	七月三十
				三十日ま	一日まで

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東久留米市中央町六丁目二百  
十二番十二、二百十三番一及  
十二番二の各一部、同番二地  
先、二百十四番二並びに同番

許可を受けた者の住所及び氏名  
清瀬市松山三丁目十七番七  
金久保 幸利

三

稲城市平尾四丁目六番三から  
同番七まで及び同番十五から  
同番二十六まで

清瀬市下清戸一丁目百九十八  
番一

稲城市大丸五百二番地二  
マル才建設株式会社  
代表取締役 大久保清次

武蔵野市境二丁目二番七号  
パラダイスリゾート株式会  
社  
代表取締役 森 和彦

府中市白糸台三丁目二十八番  
四、同番五、同番十一の一部、  
同番十二、同番二十八、同番  
二十九及び同番三十二から同  
番三十四まで

武蔵野市吉祥寺本町一丁目  
三十一番十一号  
アグレ都市デザイン株式会  
社  
代表取締役 大林 竜一

府中市分梅町二丁目三十番一  
並びに同番三及び同番十の各  
一部、同番十三から同番十五  
まで、同番十七並びに同番十  
八

府中市府中町一丁目五番地  
の七浦野ビル二階  
株式会社ビック・イン  
代表取締役 横山 光芳

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八)二五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

